

○決算委員会

予備費等承諾を求めるの件（六件）

件名	院議先	提出月日	参議院			衆議院			備考
			付託	委員会議決	本会議決	付託	委員会議決	本会議決	
昭和五十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	衆	五、三三	五、三三 （予）			五、三三	五、三三	継続審査	
昭和五十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）	〃	三三	三三 （予）			三三	三三	継続審査	
昭和五十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	六、三三	六、三三 （予）			六、三三	六、三三	継続審査	
昭和五十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）	〃	三三	三三 （予）			三三	三三	継続審査	
昭和五十九年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）	〃	三三	三三 （予）			三三	三三	継続審査	

決算その他（六件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	委員	議決	付託	委員	議決	
昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書	五八、一三、二六 （第一百回国会）	五九、六二七	議	議決	五九、三、一	議	議決	百一回国会 大蔵大臣報告 続
昭和五十七年度国有財産増減及び現在額計算書	五九、一、三一 （第一百回国会）	一三三	議	議決	一三、一	議	議決	百一回国会 続
昭和五十七年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、三一 （第一百回国会）	一三三	議	議決	一三、一	議	議決	続
昭和五十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十八年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十八年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十八年度政府関係機関決算書	一三、二二	六〇、五三三	議	議決	六〇、六二四	議	議決	大蔵大臣報告 六〇、五、三一
昭和五十八年度国有財産増減及び現在額計算書	六〇、一、二九	二二九	議	議決	二二九	議	議決	
昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二九	二二九	議	議決	二二九	議	議決	

昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府関係機関決算書

#### 委員長報告

ただいま議題となりました昭和五十七年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

昭和五十七年度決算は、昭和五十八年十二月二十六日国会に提出され、同五十九年六月二十七日当委員会に付託となり、また国有財産関係二件につきましては、同五十九年一月三十一日国会に提出され、同日当委員会に付託されました。

当委員会では、この決算外二件の審査に当たりましては、国会の議決した予算が法規に基づき厳正かつ効率的に執行されたかどうかについて審査し、あわせて政府の施策全般について広く国民的視野から実績批判を行い、その結果を将来の予算策定及びその執行に反映させるべきであるとの観点に立って審査を行ってきたのであります。

審査のために委員会を開くこと十七回、別にのべるよう

な内閣に対する警告にかかわる質疑のほか、財政再建、行政改革、外交、防衛に関する問題をはじめ、教育、医療、労働問題など行財政全般について熱心な論議が行われましたが、それらの詳細は会議録によって御承知願います。

昭和六十年六月十五日質疑を終了し、討論に入りました。議決案の第一は本件決算の是認、第二は内閣に対する七項目の警告であります。

討論では、日本社会党を代表して目黒理事、公明党・国民会議を代表して服部理事、日本共産党を代表して佐藤委員、民社党・国民連合を代表して井上委員、また二院クラブ・革新共闘を代表して喜屋武委員から、それぞれ本件決算は是認できないが、内閣に対する警告案には賛成である旨の意見が述べられ、自由民主党・自由国民会議を代表して後藤理事から、本件決算を是認するとともに、内閣に対する警告案にも賛成である旨の意見が述べられました。

討論を終わり、議決案を採決の結果、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで内閣に対する警告案については、全会一致をもって警告すべきものと議決された次第であります。

内閣に対する警告は、次のとおりであります。

(1) 昭和五十七年度は、第二次石油危機に伴う世界経済の停滞が予想以上に長期化したこと及び政府の経済見通しが結果として見込み違いを生じ、六兆円を超える収不足が発生し、その補てん策として特例公債を増発することとなった等により「五十九年度特例公債依存体質からの脱却」という目標が実現しなかったことは、誠に遺憾である。

政府は、可能な限り正確な経済見通しの策定に努めるとともに、行財政の無駄をなくし、「特例公債依存体質脱却」に向け、財政改革を強力に進めていくべきである。

(2) 貸金業規制二法が施行されて一年半を経過したが、いまだに過剰貸付けの事例がみられ、返済能力のない一部の債務者に悲惨な事態が生じており、さらに信販会社など複数のクレジット業者から多重・多額な貸付けが行われ、社会的な問題となっていることは遺憾である。

政府は、貸金業規制二法の厳正な運用を図るとともに、クレジット業者の貸付けを含め過剰貸付けが行われないよう指導することにより、関係省庁間の緊密な連携の下に多重債務者の問題の防止に努め、利用者の保護に万全を期すべきである。

(3) 一部の都道府県が、義務教育費国庫負担金の算定に当たって、小・中学校から事実と相違した過大な児童・生徒数の報告がなされ、これに基づき教職員の標準定数等を算定していたため、国から当該都道府県に対し、国庫負担金が過大に交付されたことは、極めて遺憾である。

政府は、今回の事態が学校教育の場で生じたことを厳正に受けとめ、このような事態の再発防止に努めるとともに、各都道府県及び各市町村に対して指導すべきである。

(4) 農林水産省の水田利用再編対策事業については、発足以来既に相当の期間を経過し、一定の成果は認められるが、事業の効果が十分発現されていない事例について、会計検査院から種々の指摘を受ける事態があったことは遺憾である。

政府は、これまでの会計検査院の指摘にも対応して五十九年度から発足した第三期対策の実施に当たり、その趣旨の周知徹底を一層図るとともに、適正な補助金の交付に努め、転作の定着化を促進するなど事業効果の向上を期し、補助目的を達成するよう努めるべきである。

(5) 昨年一月の三井石炭鉱業三池鉱業所有明鉱の坑内火災

事故に引き続き本年四月の三菱石炭鉱業高島礦業所及び五月の同鉱業南大夕張礦業所の坑内ガス爆発事故など、この一年間に繰り返し発生した事故は、生産重視と保安対策の不備による人災ともいえる惨事であり、昨年本院において炭鉱事故再発防止の決議が行われ、また、毎年、国から補助金が交付されていたにもかかわらず、このような事態が繰り返されたことは極めて遺憾である。

政府は、たび重なる事故の重要性にかんがみ、保安対策上の基本的な問題の所在をさらに徹底的に究明するとともに、今後の鉱山保安行政を進めるに当たっては、自主保安体制のより一層の整備拡充に配慮しつつ労働者の安全、衛生、保護などの各施策を充実させるため抜本的な対策を講ずべきである。

(6) 都市再開発法に基づく組合施行の市街地再開発事業は、国から補助金を受けて実施されているが、最近、一部の事業について、その契約方法、補償方法などをめぐっての疑いが指摘されたことは遺憾である。

政府は、今後、市街地再開発事業が適正に行われるよう、関係団体を一層指導すべきである。

(7) 決算審査は、予算に関する政府の施策及び予算執行に

関する会計経理の適否を審査するものであり、その審査又は調査のためには政府の積極的な協力を必要とするが、政府の対応には必ずしも十分でなかった点が見受けられたことは遺憾である。

政府は、本院における審査又は国政調査権の行使に支障が生ずることがないよう最大限の努力をすべきである。以上であります。

次に、国有財産関係二件につきましては、採決の結果、いずれも多数をもって異議がないと議決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。